

令和6年第6回 大野城市農業委員会定例会議事録

令和6年11月8日、大野城市農業委員会会長 安河内 善一は、令和6年第6回大野城市農業委員会定例会を開催するにあたり、大野城市役所本館3階災害対策本部室に大野城市農業委員を招集した。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について
(1件)

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について
(1件)

そ の 他

出席委員：出席委員：12名 欠席委員：0名 事務局職員：4名

開 会 (14時00分)

事務局長	委員のみなさま、本日はお疲れさまです。 出席委員は12名であります。委員の過半数の出席でありますので、本市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の委員会が成立することを報告致します。 なお、議事については会長に進行をお願いいたします。
議 長	議事に入る前に、まず、大野城市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番委員及び7番委員の2名を議事録署名委員に指名致します。なお、指名された議事録署名委員の方は、後日事務局が作成する議事録に署名をお願いします。 それでは、ただいまから令和6年11月の農業委員会定例会を開催します。本日の議題は、議決を要する議案が1件と、報告事項として、合計2件の市街化区域内農地の転用届出となっております。 では最初に、議案第8号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議したいと思います。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局	議案第 8 号についての概要説明を行った。 (概要説明の内容) ① 現に耕作されている農地の所有権の移転であること。 ② 譲受人・譲渡人とも、本市の農家台帳に登載されている農業者であること。 ③ 対象農地は、市街化区域内の農地 1 筆で（台帳・現況とも「畑」）であること。 ④ 譲受人の農業機材の所有状況及び営農状況についても特に問題は無いと思われること。 ⑤ 地区担当の農業委員及び事務局職員にて、現地調査を実施済であること。
議 長	各委員からの質問・意見はございませんか。
委 員	〔意見・質問無し〕
議 長	特に、委員のみなさんからの質問等が無ければ、本件の議案の議決をしたいと思います。本件の農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに異論の無い方は挙手をお願いします。 〔挙手により、（全委員賛成）を確認〕 全委員の賛成と認めます。議案第 8 号については、申請農地の所有権の移転を許可することとし、事務局は速やかに許可書の交付手続きを執ってもらいたいと思います。
議 長	次に、報告第 11 号の、事務局長専決による農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。
事務局	報告第 11 号（農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出）の 1 件についての概要説明を行った。
議 長	各委員からの意見・質問等を求めます。何か質問やご意見等はありませんか。
全委員	〔意見・質問無し〕

議 長	特に、委員のみなさんからの質問等が無ければ、報告第11 号の1 件の届出受理については追認することとしてよろしいですか。
全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議 長	次に、報告第12号の、事務局長専決による農地法第5 条第1 項第6 号の規定による農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。
事務局	報告第 12 号（農地法第5 条第1 項第6 号の規定による農地転用の届出）の1 件についての概要説明を行った。
議 長	各委員からの意見・質問等を求めます。何か質問やご意見等はありませんか。
委 員	対象地に隣接する土地の地目についての質問あり。 （事務局回答）
議 長	他に、委員のみなさんからの質問等が無ければ、報告第12 号の1 件の届出受理については追認することとしてよろしいですか。
全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議 長	ただ今の報告で、本日の定例会で予定されていた議題は終了しましたが、「その他」として、委員のみなさんから何かありませんか。 〔6 番委員からの挙手有り〕
6 番委員	活動報告1 件有り。 〔全委員からの意見等無し〕
議 長	他に何かありませんか。
全委員	〔他の委員からの報告や意見等無し〕

議 長	他に委員のみなさんから特に無ければ、本日の定例会は閉会とします。
14時20分 閉 会	次回、令和 7 年第 1 回の定例会は、令和 7 年 1 月 10 日（金）14時からを予定。